

西東京市保谷こもれびホールの指定管理業務に関する平成 年度協定書【原案】

西東京市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日に、西東京市保谷こもれびホール（以下「管理施設」という。）の管理に関して締結した管理施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、管理施設の指定管理業務に関する平成 年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、平成 年度の管理施設の管理業務（以下「本業務」という。）の内容の詳細及び本業務の実施の対価として支払われる平成 年度の指定管理料を定めることを目的とするものである。

（平成 年度の業務内容）

第 2 条 甲及び乙は、本業務の内容について、平成 年 月 日に乙より提出された平成 年度事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（平成 年度の指定管理料）

第 3 条 甲は、平成 年度の指定管理料として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払う。

2 甲は、基本協定書第 26 条第 4 項の規定により、第 1 四半期末に金 円（消費税及び地方消費税を含む。）、第 2、第 3、第 4 各四半期末に金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払う。

（指定管理料の精算）

第 4 条 乙は、支払を受けた指定管理料のうち基本協定第 15 条第 3 項に規定された平成 年度の修繕費金 円（消費税及び地方消費税を含む。）について、平成 年度終了後 40 日以内にその支払の内訳を明らかにした精算書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の精算書に係る甲の承認があった後、甲の指定する期日までに精算残金等を甲に返納しなければならない。

（疑義等の決定）

第 5 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。

2 基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都西東京市南町五丁目6番13号

名称 西東京市

代表者 市長 印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者 印